

## 北部保健医療圏地域・職域連携推進に係る情報交換会運営要領

令和 7 年 3 月 10 日

熊谷保健所長決裁

本庄保健所長決裁

健康長寿のための埼玉県地域・職域連携推進事業実施要綱に基づき、北部保健医療圏地域・職域連携推進に係る情報交換会（以下「情報交換会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

### （目的）

第 1 条 「第 8 次埼玉県地域保健医療計画」においては、75 歳以上の人口が全国一のスピードで増加する本県の特性を捉え、安心と活気にあふれる高齢社会の実現に向けた健康づくりを推進している。

上記課題の解決に向けて、地域の実情を踏まえた上で、県北地区において、地域保健と職域保健が連携し、主に労働者とその家族を対象とした健康課題への効果的な対策を検討、実践することにより、住民の健康づくりの着実な推進を図るため、情報交換会を開催する。

### （所管区域）

第 2 条 情報交換会は熊谷保健所と本庄保健所が連携し、北部保健医療圏を単位として開催する。

### （実施内容）

第 3 条 情報交換会では、次の各号に掲げる事項について協議をする。

- （１） 保健事業に関する情報交換及び提供に関すること
- （２） 地域保健と職域保健の連携体制の推進に関すること
- （３） 地域保健と職域保健の連携による保健活動の計画・実施・評価に関すること
- （４） 地域の健康実態や健康課題等に関すること
- （５） 特定健診・特定保健指導の実施率の向上を目指すこと
- （６） その他、地域保健と職域保健の連携に関すること

### （参加者）

第 4 条 参加者は事業に関わる関係機関の実務者等により構成し、以下のとおりとする。

- （１） 市町村、保健所等の地域保健関係機関
- （２） 以下の職域保健関係機関  
管内の事業所・健康保険組合、熊谷労働基準監督署、熊谷地域産業保健センター、  
全国健康保険協会埼玉県支部、管内の商工会議所、管内の商工会
- （３） 医療関係団体
- （４） 学識経験者
- （５） その他保健所長が必要と認めるもの

(実施回数)

第5条 年6回程度の範囲内で保健所長が招集する。ただし、追加開催は妨げない。

(事務局)

第6条 庶務は、熊谷保健所保健予防推進担当および本庄保健所保健予防推進担当において処理する。

(連携)

第7条 情報交換会で協議した内容については、事務局や参加者の所属団体を通じ、関係団体へ広く情報提供を行う。

(施策への反映)

第8条 情報交換会で協議した内容については、それぞれ所属団体の事業に反映させ、健康課題の解決に向けて取り組んでいく。

2 地域保健関係機関は職域保健の課題を把握するため、事業所の訪問等を行い、適宜課題の発見に努めていく。

(その他)

この要領に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行する。